

2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

〈公害関係法令〉

1) 「環境基本法」の規定により定められた環境基準

(1) 大気汚染

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく大気の汚染に係る環境基準は表4-2-15に、その評価方法は表4-2-16に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の指針値は、表4-2-17に示すとおりである。

表4-2-15 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	
有害大気汚染物質	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が10μm以下のものをいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。）をいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

表4-2-16 大気の汚染に係る測定結果の評価方法

項目	評価方法
二酸化硫黄	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと（昭和48年6月12日環大企143号）。
二酸化窒素	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること（昭和53年7月17日環大企262号）。
一酸化炭素	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと（昭和48年6月12日環大企143号）。
浮遊粒子状物質	<長期的評価> 年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと（昭和48年6月12日環大企143号）。
光化学オキシダント	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する（昭和48年6月12日環大企143号）。
微小粒子状物質	年間の1日平均値の年間平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、年間の1日平均値の低いほうから98%に相当する値が35μg/m ³ 以下であること（平成21年9月9日環水大総発第090909001号）。
有害大気汚染物質	同一地点における年平均値と認められる値との比較による（平成9年2月12日環大企37号、平成13年6月12日環管総182号）。

出典：「平成24年版 環境白書」（愛知県）

表4-2-17 有害大気汚染物質の指針値

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が2μg/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値が10μg/m ³ 以下
水銀	年平均値が0.04μgHg/m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値が0.025μgNi/m ³ 以下
クロロホルム	年平均値が18μg/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値が1.6μg/m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値が2.5μg/m ³ 以下
ヒ素	年平均値が6ng-As/m ³ 以下

備考) 指針値について、有害大気汚染物質のうち、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物の8物質については「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針」が定められている（「平成24年版 環境白書」（平成24年、愛知県）より）。

出典：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」（平成15年9月30日環境省通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第8次答申）」（平成18年12月20日環境省通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第9次答申）」（平成22年10月15日環境省通知）

(2) 騒音

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準は表4-2-18に、環境基準の地域の類型指定の状況は表4-2-19及び図4-2-23に示すとおりである。

事業実施区域周辺における騒音に係る環境基準の地域の類型指定状況は、北部区間の東側の工業地域はC類型、第1種住居地域及び市街化調整区域はB類型に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する地域の類型はない。南部区間については大半が市街化調整区域でB類型に該当するが、一部には第1種中高層住居専用地域がありA類型に該当する。

表4-2-18 騒音に係る環境基準

・道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

・道路に面する地域

地域の区分	基準値 (L _{Aeq})	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値 (L _{Aeq})	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

備考1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に定める自動車専用道路をいう。

2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号）

表4-2-19 騒音に係る環境基準の地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、表4-2-20に示すとおりである。

表4-2-20 航空機騒音に係る環境基準

・中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値(WECPNL)	地域の類型を当てはめる地域
I	70 以下	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。

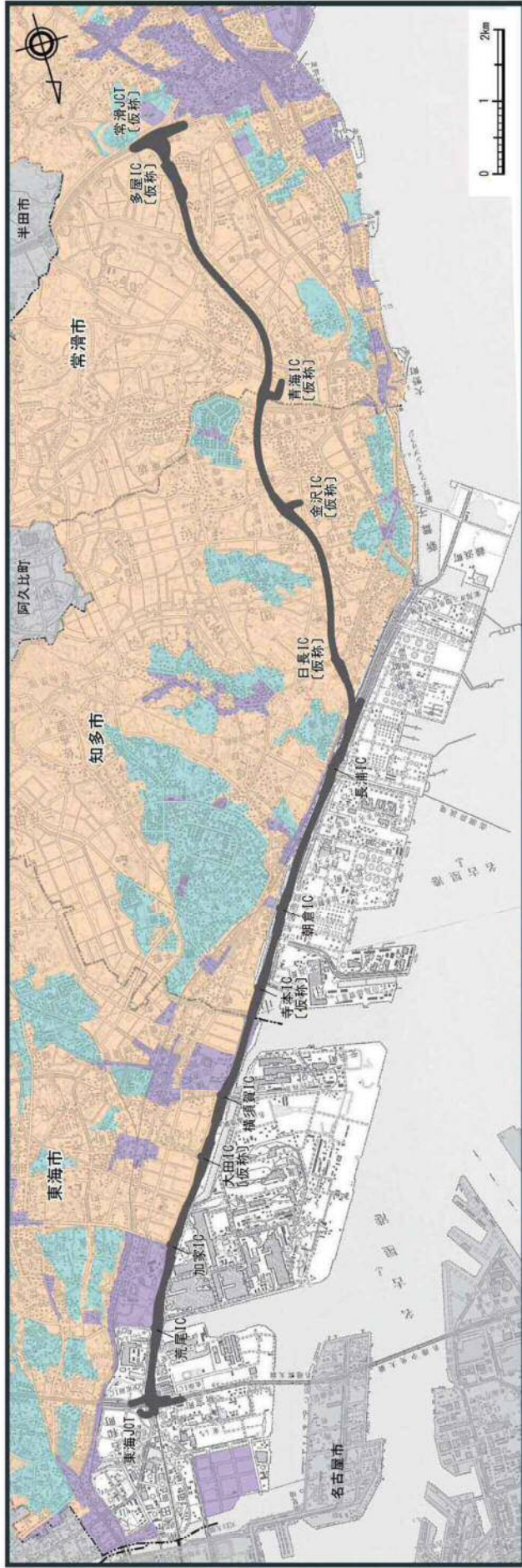
備考 1) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とする。

2) 【WECPNL】とは、Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の略で、航空機騒音評価値である。法令では航空機騒音の影響度レベルともいう。航空機騒音の評価量の1つである ECPNL に夜間の加重を加味したものが WECPNL である（「音の環境と制御技術」（平成12年、時田保夫監修））。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）

「中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」

（平成18年3月31日愛知県告示第305号）



凡例	
記号	名称
	A類型
	B類型
	C類型

出典：「東海市都市計画図」（平成23年、東海市）
 「知多市都市計画図」（平成24年、知多市）
 「常滑市都市計画図」（平成23年、常滑市）
 「騒音に係る環境基準の地域の類型」（平成11年3月26日愛知県告示第261号）

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

図4-2-23 騒音に係る環境基準の類型の指定状況

(3) 水質汚濁

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)第16条第1項の規定に基づく水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」は表4-2-21に、「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」は表4-2-22に、「生活環境の保全に関する環境基準(海域)」は表4-2-23に示すとおりである。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用される。「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」は、公共用水域ごとに定められている。対象区域においては、天白川がC類型に指定されているが、その他の河川は生活環境の保全に関する環境基準(水生生物保全環境基準を含む)の類型は指定されていない。

表4-2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。)の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表4-2-22 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

- 注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表4-2-23 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以下	1,000 MPN/100mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	—	—

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

(4) 地下水

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準は表4-2-24に示すとおりであり、全ての地下水に適用される。

表4-2-24 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと。」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）」

(5) 土壌汚染

「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表4-2-25に示すとおりである。

表4-2-25 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき、0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

備考 1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

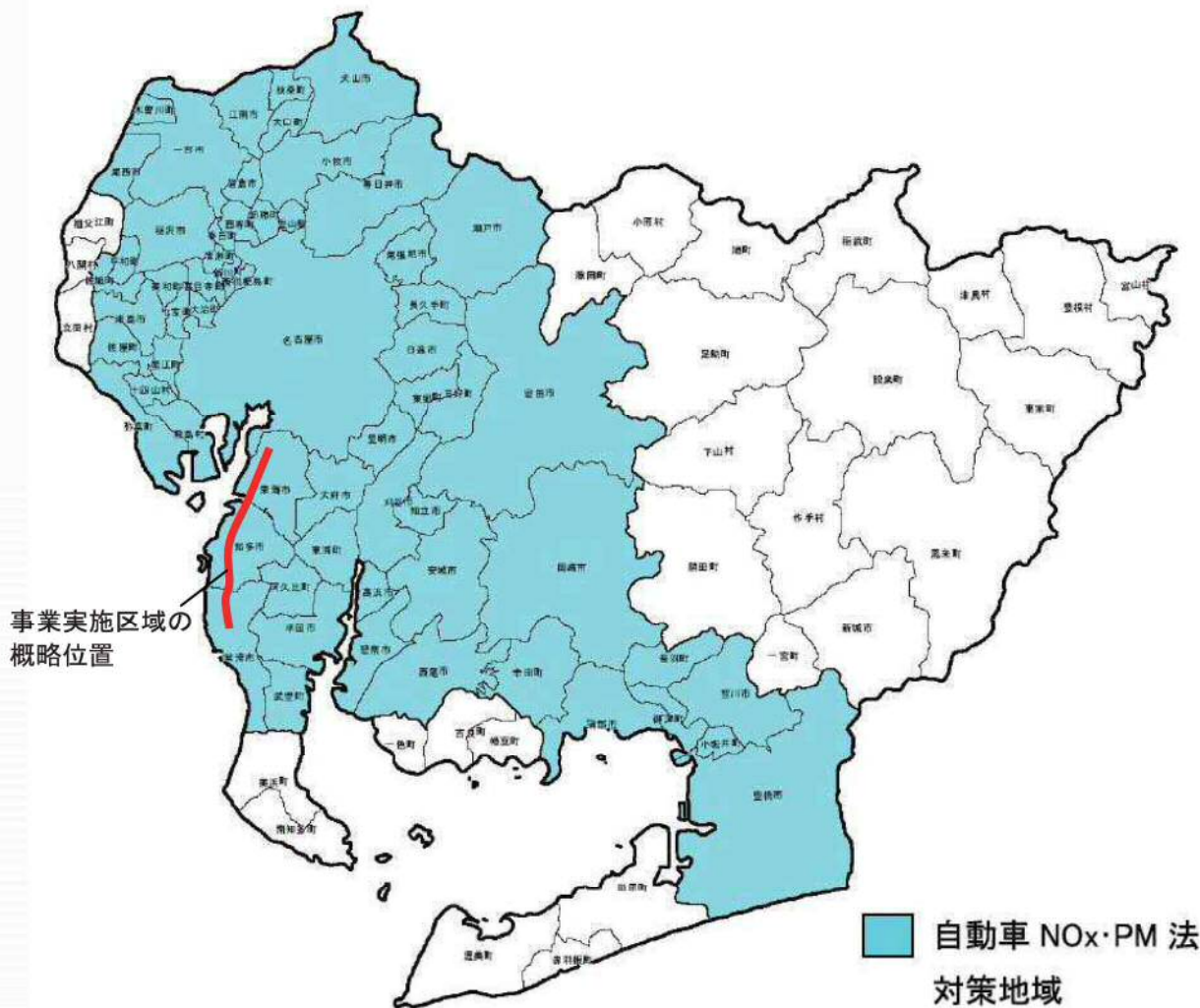
出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

2) 「大気汚染防止法」に規定する指定地域

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）第5条の2第1項の規定に基づき、同法施行令（昭和43年11月30日政令第329号）第7条の3の規定により定めた指定地域として、対象区域全体が硫黄酸化物の指定地域に指定されているが、窒素酸化物の指定地域は存在しない。

3) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）第6条及び第8条に規定する窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、同法施行令（平成4年11月26日政令第365号）別表第1のとおり、平成13年11月1日における行政区画により定められている。対象区域全体が窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。その対策地域は、図4-2-24に示すとおりである。なお、この対策地域を対象とした「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成22年、愛知県）も施行されている。



備考) 本図の市町村界は、平成13年11月1日時点のものである。

出典：「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成15年、愛知県）

図4-2-24 窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

4) 「幹線道路の沿道の整備に関する法律」により指定された沿道整備道路

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和55年5月1日法律第34号）第5条の規定に基づく沿道整備道路は、対象区域には存在しない。

5) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第7条の規定に基づくダイオキシン類に係る環境基準は、表4-2-26に示すとおりである。

表4-2-26 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg - TEQ/L 以下
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土壌	1,000pg - TEQ/g 以下
備考	<p>1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>

備考1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2) 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

3) 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

4) 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

6) 「騒音規制法」に基づく指定地域内の自動車騒音の限度、特定建設作業騒音基準、地域指定状況、区域の区分、時間区分

(1) 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号）に基づく自動車騒音の限度（要請限度）は表4-2-27及び表4-2-28に、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）に基づく指定状況は表4-2-29及び図4-2-25に示すとおりである。

事業実施区域周辺における自動車騒音に係る要請限度の区域の区分は、北部区間の東側の工業地域はc区域、第1種住居地域及び市街化調整区域はb区域に該当し、西側は主に工業専用地域のため区域の区分がない。南部区間については、大半は市街化調整区域でb区域に該当するが、一部には第1種中高層住居専用地域がありa区域に該当する。

表4-2-27 自動車騒音の限度（要請限度）

区域の区分	昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考) a区域、b区域、c区域の区分は、表4-2-29に示すとおりである。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

表4-2-28 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度（要請限度）の特例

昼間 (L _{Aeq}) (午前6時から午後10時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (午後10時から翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

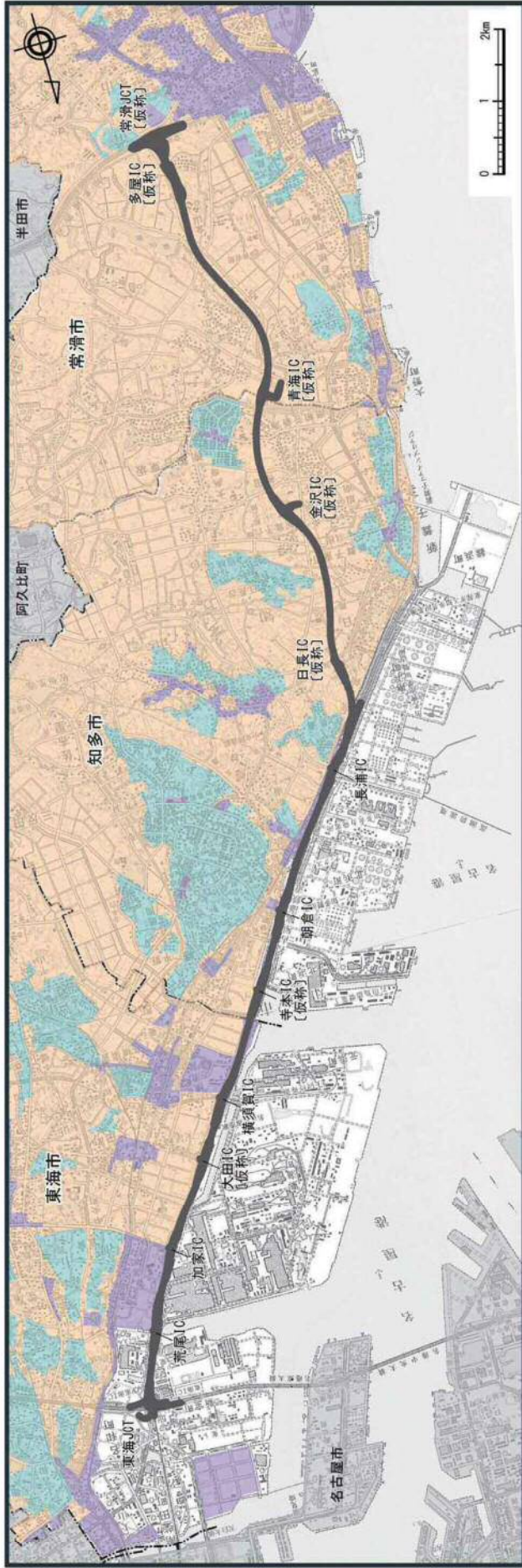
2) 幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

表4-2-29 区域の区分

区域	区域の区分
a区域	昭和46年愛知県告示第799号(特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	指定地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c区域	指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）



凡例	
記号	名称
	a区域
	b区域
	c区域

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

出典：「東海市都市計画図」（平成23年、東海市）
 「知多市都市計画図」（平成24年、知多市）
 「常滑市都市計画図」（平成23年、常滑市）
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づき指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日愛知県告示第312号）

図4-2-25 自動車騒音要請限度に係る区域の指定状況

(2) 特定建設作業騒音に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号）第3条第1項の規定では工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は規制地域から除かれるが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）に基づく同条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）により、県内全域が規制対象地域となっている。

「騒音規制法」第15条第1項及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」による特定建設作業騒音に係る規制基準は、表4-2-30のとおり定められており、その指定状況は図4-2-26に示すとおりである。

事業実施区域周辺の特定建設作業騒音に係る規制基準の地域の区分は、北部区間の西側は主に工業専用地域のため③地域、東側は主に①地域、一部が②地域に該当し、南部区間は大半が①地域に該当する。

表4-2-30 特定建設作業騒音に係る規制基準

規制の種別	地域の区分	規制基準
騒音の基準値	①②③	85 デシベル
作業時間	①	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

備考1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2) 基準値を超えている場合、騒音の防止方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育園、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く）

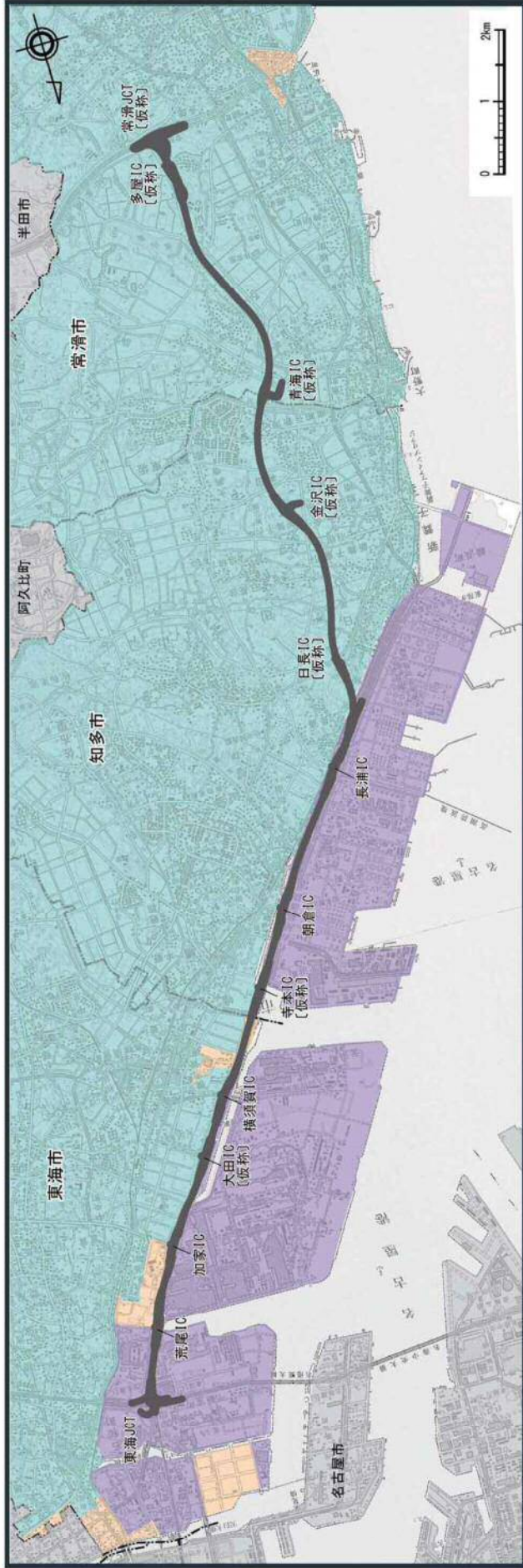
出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」

（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）



凡 例	
記号	名称
	①地域
	②地域
	③地域

凡 例	
記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

出典：「東海市都市計画図」（平成23年、東海市）
 「知多市都市計画図」（平成24年、知多市）
 「常滑都市計画図」（平成23年、常滑市）
 「県民の生活環境保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」（昭和46年9月27日愛知県告示第801号）
 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）
 「振動規制法施行規則別表第1付付表第1号の規定に基づく区域の指定」（昭和62年10月17日愛知県告示第1048号）

図4-2-26 特定建設作業騒音・振動に係る規制基準の地域指定状況

7) 「振動規制法」に規定する道路交通振動の限度、特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間区分の状況

(1) 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度(要請限度)、「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)に基づく指定状況は表4-2-31、表4-2-32及び図4-2-27に示すとおりである。

事業実施区域周辺における道路交通振動の要請限度の区域の区分は、北部区間の東側の工業地域及び市街化調整区域は第2種区域、第1種住居地域は第1種区域に該当し、西側は主に工業専用地域のため、該当する区域の区分はない。南部区間については大半が市街化調整区域で第2種区域に該当するが、一部には第1種中高層住居専用地域があり第1種区域に該当する。

表4-2-31 道路交通振動の限度(要請限度)

区域の区分	昼 間 (午前7時から午後8時まで)	夜 間 (午後8時から翌日の午前7時まで)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

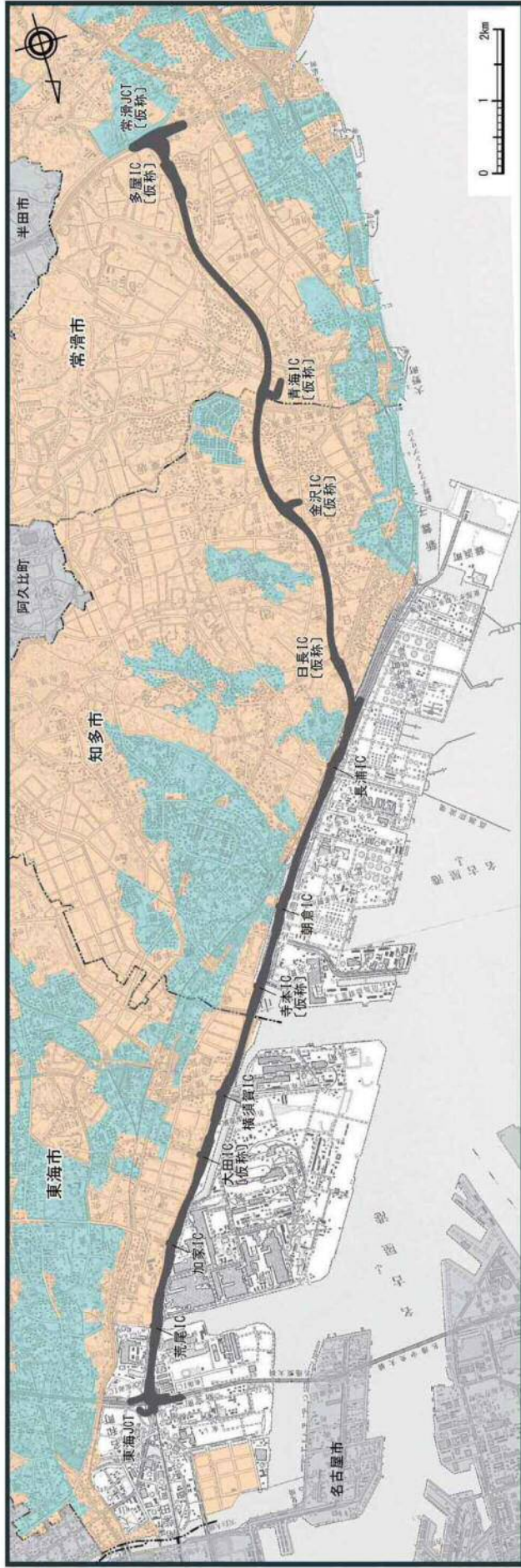
出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)

表4-2-32 区域の区分

区 域	区域の区分
第1種区域	昭和52年愛知県告示第1046号(振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定)により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	指定地域のうちで近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典：「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」(昭和52年10月17日愛知県告示第1049号)



凡例	
記号	名称
	第1種区域
	第2種区域

出典：「東海市都市計画図」（平成23年、東海市）
 「知多市都市計画図」（平成24年、知多市）
 「常滑都市計画図」（平成23年、常滑市）
 「振動規制法施行規則別表第2備考1の規定に基づく区域の区分及び同表備考2の規定に基づく時間の区分の指定」
 （昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

図4-2-27 道路交通振動の要請限度に係る区域の指定状況

(2) 特定建設作業振動に係る規制基準

「振動規制法」（昭和51年6月10日法律第64号）では工業専用地域及び都市計画区域以外の地域は規制地域から除かれるが、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）に基づく同条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号）により、県内全域が規制対象地域となっている。

「振動規制法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」による特定建設作業振動に係る規制基準は、表4-2-33のとおり定められており、その指定状況は図4-2-26に示すとおりである。

事業実施区域周辺における特定建設作業振動に係る規制基準の地域の区分は、北部区間の西側は主に工業専用地域のため③地域、東側は主に①地域、一部が②地域に該当する。南部区間は大半が①地域に該当する。

表4-2-33 特定建設作業振動に係る規制基準

規制の種別	地域の区分	規制基準
振動の基準値	①②③	75 デシベル
作業時間	①	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日当たりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

備考1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2) 基準値を超えている場合、振動の防止方法の改善のみならず、1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3) ①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育園、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く）

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年8月22日愛知県規則第87号）

「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）

「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定に基づく区域の指定」

（昭和52年10月17日愛知県告示第1049号）

8) 「水質汚濁防止法」の規定による指定地域及び排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)により規制が行われている。

「水質汚濁防止法」では、特定事業場の排水に対して、カドミウム等の有害物質、pH等の生活環境項目について排水基準を定め、その基準を遵守させる濃度規制が定められている。また、それに加えて、伊勢湾に流入する地域における特定事業場の排水に対してCOD、窒素及びりんに係る総量規制が定められている。

「水質汚濁防止法」第4条の2第1項の規定に基づく指定水域及び指定地域は、表4-2-34に示すとおりである。対象区域における指定地域には、東海市、知多市及び常滑市が該当する。

「水質汚濁防止法」第3条第1項の規定に基づく「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)による排水基準は、表4-2-35に示すとおりである。

愛知県では水質の保全を一層推進するため、上乘せ排水基準を定めている。「水質汚濁防止法」第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年3月29日愛知県条例第4号)に基づく愛知県の上乗せ排水基準のうち、対象区域に関連するものは表4-2-36及び表4-2-37に示すとおりである。

表4-2-34 指定項目ごとの指定水域及び指定地域

指定項目	指定水域	指定地域
化学的酸素要求量	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	北設楽郡の一部(天竜川水系)及び渥美半島の太平洋側の一部を除いたほぼ全域
窒素又はりんの含有量	愛知県伊良湖岬から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域	北設楽郡の一部(天竜川水系)及び渥美半島の太平洋側の一部を除いたほぼ全域

出典:「水質汚濁防止法施行令」(昭和46年6月17日政令第188号)

「水質汚濁防止法のあらまし」(平成23年、愛知県)

表4-2-35(1) 排水基準（有害物質による排出水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつき カドミウム 0.1mg
シアン化合物	1Lにつき シアン 1mg
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき 鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき 六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき 砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき 水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつき セレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考	<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（「温泉法」（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表4-2-35(2) 排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの：5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの：5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1L につき 160mg (日間平均 120mg)
化学的酸素要求量 (COD)	1L につき 160mg (日間平均 120mg)
浮遊物質量 (SS)	1L につき 200mg (日間平均 150mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1L につき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1L につき 30mg
フェノール類含有量	1L につき 5mg
銅含有量	1L につき 3mg
亜鉛含有量	1L につき 2mg
溶解性鉄含有量	1L につき 10mg
溶解性マンガン含有量	1L につき 10mg
クロム含有量	1L につき 2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき 日間平均 3,000 個
窒素含有量	1L につき 120mg (日間平均 60mg)
磷含有量	1L につき 16mg (日間平均 8mg)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度 (pH) 及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度 (pH)、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表4-2-36 名古屋港・庄内川等水域に係る上乘せ排水基準

工場 又は 事業場	業種	有害物質 の種類及 び許容限 度(mg/L)	項目及び許容限度(mg/L)							適用の日		
		鉛及びそ の化合物	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (括弧内は 日間平均)	化学的酸 素要求量 (COD) (括弧内 は日間平 均)	浮遊物 質量 (SS) (括弧 内は日 間平均)	ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量		フェ ノー ル類 含有 量	銅含 有量			
						鉱油 類	動植物 油脂類					
新設の工場又は事業場	下水道 処理区 域に所 在する もの	全業種	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1	
	その他 の地域 に所在 するもの	全業種（畜産農業及びサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、食品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。）		—	25(20)	25(20)	30(20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。）		—	90(70)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1
		食品製造業（ビール製造業及び冷凍調理食品製造業を除く。）	乳製品製造業	—	50(40)	40(30)	30(20)	—	10	—	—	S48.4.1
			野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	—	50(40)	40(30)	40(30)	—	10	—	—	
			動植物油脂、でん粉、ぶどう糖又は水あめの製造業	—	50(40)	40(30)	50(40)	—	10	—	—	
			その他	—	50(40)	50(40)	50(40)	—	10	—	—	
		繊維工業又は繊維製品製造業	—	50(40)	50(40)	40(30)	—	10	1	—		
		鉄鋼業	一日当たりの平均的な排出水の量が10万m ³ 以上のもの	シアン 0.5	25(20)	20(15)	30(20)	2	—	0.5	1	S48.4.1
			一日当たりの平均的な排出水の量が20m ³ 以上10万m ³ 未満のもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	2	—	0.5	1	
		旅館業	—	40(30)	40(30)	70(50)	—	—	—	—	S58.1.1	
		廃油処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	30(20)	1	10	0.5	1	S48.4.1	
		し尿処理施設を有するもの	—	40(30)	40(30)	80(60)	—	—	—	—		
		下水道終末処理施設を有するもの	—	25(20)	25(20)	70(50)	—	—	—	—		

- 備考 1) この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場または事業場以外のものをいう。
- 2) この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 3) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4) 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 5) この表に掲げる上乘せ排水基準（有害物質に係るものを除く。）は、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場にあつてはすべての工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 6) 排水基準を定める省令別表第2に掲げる排水基準でこの表に上乘せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上のものに係る排出水について適用する。
- 7) 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乘せ排水基準を適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年3月29日愛知県条例第4号）より抜粋

表4-2-37 名古屋市内水域に係る上乗せ排水基準

工場又は事業場	業種	項目及び許容限度(mg/L)						適用の日	
		生物化学的酸素要求量(BOD) (括弧内は日間平均)	浮遊物質量(SS) (括弧内は日間平均)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		フェノール類含有量	銅含有量		
				鉱油類	動植物油脂類				
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
	その他の地域に所在するもの	全業種(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの並びに下水道終末処理施設を有するものを除く。)	25(20)	30(20)	2	10	1	1	S47.4.1
		畜産農業又はサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	90(70)	100(80)	—	—	—	—	S58.1.1
		旅館業	40(30)	70(50)	—	—	—	—	
		し尿処理施設を有するもの	40(30)	80(60)	—	—	—	—	S47.4.1
		下水道終末処理施設を有するもの	25(20)	70(50)	—	—	—	—	

- 備考 1) この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場または事業場以外のものをいう。
- 2) この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年4月24日法律第79条)第2条第8号に規定する区域をいう。
- 3) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4) この表に掲げる上乗せ排水基準は、新設の工場又は事業場にあつては一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 5) 排水基準を定める省令別表第2に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上のものに係る排出水について適用する。
- 6) 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあつては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

出典：「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年3月29日愛知県条例第4号)より抜粋

9) 「湖沼水質保全特別措置法」の規定による指定地域

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月27日法律第61号）第3条第2項の規定に基づく指定地域は、対象区域には存在しない。

10) 「排水基準を定める省令」の規定による湖沼及び海域

「排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号）及び「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域」（平成5年8月27日環境庁告示第67号）に基づく湖沼及び海域は、対象区域には以下のものがある。

- ・窒素含有量についての排水基準に係る海域
伊勢湾（水質汚濁防止法施行令第4条の3第2号に規定する海域）
- ・磷（りん）含有量についての排水基準に係る海域
伊勢湾（水質汚濁防止法施行令第4条の3第2号に規定する海域）
- ・窒素含有量についての排水基準に係る湖沼
該当なし
- ・磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼
前山池（常滑市）、佐布里ダム貯水池（佐布里池）（知多市）

11) 「土壤汚染対策法」の規定による指定区域

「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第6条第1項の規定に基づく要措置区域及び第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域は、対象区域には存在しない。

12) 「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」の規定による農用地土壤汚染対策地域

「農用地の土壤汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）第3条第1項の規定に基づく農用地土壤汚染対策地域は、対象区域には存在しない。

13) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定による指定区域

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づく指定区域（廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるもの）は、対象区域には表4-2-38に示すものがあるが、これらの指定区域はいずれも事業実施区域の外に存在している。

表4-2-38 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により指定された指定区域

No.	指定区域	埋立地の区分
1	東海市新宝町 30 番 1 の一部	イ
2	知多市新知字南新生 5 番から 7 番まで及び 9 番の全部並びに 4 番、8 番、10 番 2、17 番、18 番、21 番、137 番及び 159 番の各一部	イ
3	東海市新宝町 30 番 1 の一部	イ
4	東海市南柴田町チノ割 325 番 16 及びリノ割 363 番 11 の各一部	ウ
5	知多市新舞子字姥山 2 番 1、3 番 4、3 番 7、3 番 16、3 番 17、3 番 35 及び 3 番 36 並びに日長台 229 番、398 番及び 399 番の全部	ア
6	知多市日長字赤坂 25、28-1、28-2、29 及び 30、字原山 8-1、8-2、9 から 14 まで、15-1、15-2、16 から 19 まで、20-1、20-2、21 から 25 まで、112、113-1、113-2、117-1-1 及び 124-1 の全部並びに字赤坂 24-1、35 及び 97-1、字原山 6、7、29、110-3、161、166 及び 167 の各一部	ア
7	常滑市金山字西石田 14 番 340 から 14 番 342 まで、14 番 355、14 番 356 及び 14 番 378 から 14 番 381 までの全部並びに 6 番、14 番 343 及び 14 番 357 の各一部	イ
8	常滑市金山字西石田 14 番 344 から 14 番 346 まで及び 14 番 358 から 14 番 360 までの全部並びに 6 番、14 番 343 及び 14 番 357 の各一部	イ
9	常滑市金山字西石田 6 番の一部	イ
10	常滑市金山字西石田 6 番の一部	イ
11	常滑市金山字西石田 6 番の一部	ウ

備考) 埋立地の区分

ア 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号

イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）第 13 条の 2 第 2 号

ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号

出典：「廃棄物が地下にある土地の区域指定」（平成 24 年、愛知県）

14) 「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域

「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和60年4月26日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定）に基づく対象地域は、対象区域には存在しない。また、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号）第3条第1項に基づく指定地域、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）第53条第1項の規定に基づく揚水規制区域は、対象区域には存在しない。

〈自然環境法令等〉

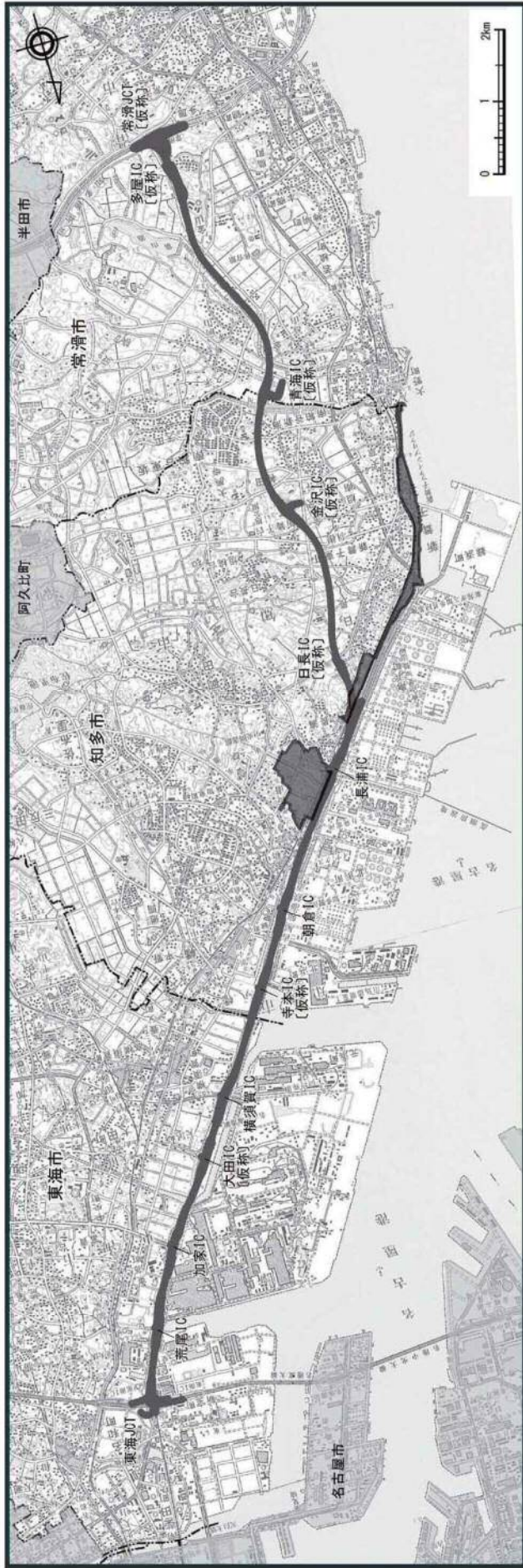
15) 「自然公園法」の規定による国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域

「自然公園法」（昭和32年6月1日法律第161号）第5条第1項及び第2項の規定に基づく国立公園及び国定公園は、対象区域には存在しない。また、同法に基づく「愛知県立自然公園条例」（昭和43年3月29日愛知県条例第7号）第4条第1項の規定による県立自然公園は、対象区域には南知多県立自然公園がある。その指定状況は、図4-2-28に示すとおりである。

16) 「自然環境保全法」の規定による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び愛知県自然環境保全地域

「自然環境保全法」（昭和47年6月22日法律第85号）第14条第1項の規定に基づく原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定に基づく自然環境保全地域は、対象区域には存在しない。

また、同法45条第1項に基づく「自然環境の保全及び緑地の推進に関する条例」（昭和48年3月30日愛知県条例第3号）第20条の規定による愛知県自然環境保全地域は、対象区域には存在しない。



凡例	
記号	名称
	南知多県立自然公園(普通地域)

凡例	
記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

出典：「南知多県立自然公園区域及び公園計画図」（平成16年、愛知県）

図4-2-28 自然公園の位置

17) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月28日条約第7号）に基づく文化遺産及び自然遺産は、対象区域には存在しない。

18) 「都市緑地法」の規定による緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

「都市緑地法」（昭和48年9月1日法律第72号）第5条の規定に基づく緑地保全地域及び同法第12条第1項の規定に基づく特別緑地保全地区は、対象区域には存在しない。

19) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の規定により指定された生息地等保護区の区域

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）第36条第1項の規定に基づく国内希少野生動植物の保存のための生息地等保護区に指定された地区は、対象区域には存在しない。

20) 「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」の規定による鳥獣保護区の区域

「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区として、対象区域では大池公園鳥獣保護区、佐布里池鳥獣保護区及び大曾公園鳥獣保護区が指定されている。その指定状況は、図4-2-29に示すとおりである。



出典：「平成24年度 愛知県鳥獣保護区等位置図」（愛知県）

凡 例	
都市計画対象道路事業実施区域	
	行政区界

図4-2-29 鳥獣保護区の指定状況

21) 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」の規定による湿地の区域

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年9月22日条約第28号）第2条1の規定に基づく登録簿に挙げられる湿地の区域は、対象区域には存在しない。

22) 「文化財保護法」の規定による名勝及び天然記念物、並びに同法の規定により選定された重要な文化的景観

「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）第109条第1項の規定に基づく調査区域内の指定文化財の概要並びにその位置は、表4-1-44及び図4-1-33に示したとおりである。また、対象区域における埋蔵文化財包蔵地の概要並びにその位置は、表4-1-45及び図4-1-34に示したとおりである。

23) 「森林法」の規定による保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林

「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第25条第1項の規定に基づく保安林のうち、名所又は旧跡の風致の保存のために指定された保安林は、対象区域には存在しない。

〈都市計画関連法令その他〉

24) 「都市計画法」の規定による風致地区の区域の指定状況

「都市計画法」（昭和43年6月15日法律第100号）第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区として、対象区域には東海市の東海風致地区（聚楽園及び大池公園周辺の約58ha）が指定されている。

25) 「景観法」により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画

「景観法」（平成16年6月18日法律第110号）第8条第1項の規定に基づき、対象区域では「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」（平成22年、常滑市）が策定されている。景観計画の区域及び地区区分は、図4-2-30に示すとおりである。



出典：「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」（平成22年、常滑市）

図4-2-30 「常滑市やきもの散歩道地区景観計画」の区域及び地区区分

26) 「地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等」

(1) 「愛知地域公害防止計画」

愛知県では「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）第17条の規定に基づき、平成24年3月に「愛知地域公害防止計画」を策定している。公害防止計画を策定する地域は、愛知県の区域のうち名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市、小牧市、東海市の区域であり、対象区域では東海市のみが該当する。愛知地域公害防止計画の目標の内、東海市に係るものは、表4-2-39に示すとおりである。

表4-2-39(1) 愛知地域公害防止計画の目標

区 分		目 標		適用区域	
大気汚染		「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）第1に定める環境基準		工業専用地域、 車道その他一般 公衆が通常生活 していない地域 又は場所以外の 区域	
		二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること		
		光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること		
水質汚濁	水質	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の1に定める環境基準		全公共用水域	
		1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
		「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）第1の1に定める環境基準			
		ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下		
	健康項目	地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）に定める環境基準		全計画地域
			六価クロム	0.05 mg/L 以下	
			砒素	0.01 mg/L 以下	
			総水銀	0.0005 mg/L 以下	
			四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
			塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	
			1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエチレン			0.04 mg/L 以下		
トリクロロエチレン			0.03 mg/L 以下		
テトラクロロエチレン			0.01 mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			10 mg/L 以下		
ふっ素	0.8 mg/L 以下				
ほう素	1 mg/L 以下				

出典：「愛知地域公害防止計画」（平成24年、愛知県）

表4-2-39(2) 愛知地域公害防止計画の目標

区 分		目 標		適用区域																														
水質汚濁	生活環境項目	河川	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める環境基準	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">生物化学的酸素要求量 (BOD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">1mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">2mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">5mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">8mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>工業用水3級及び環境保全</td> <td colspan="2">10mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		生物化学的酸素要求量 (BOD)		AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L 以下		A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下		B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下		C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L 以下		D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L 以下		E	工業用水3級及び環境保全	10mg/L 以下	
			項目 類型				利用目的の適応性	基準値																										
					生物化学的酸素要求量 (BOD)																													
			AA		水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L 以下																												
			A		水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下																												
			B		水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下																												
			C		水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5mg/L 以下																												
			D		工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8mg/L 以下																												
	E	工業用水3級及び環境保全	10mg/L 以下																															
	湖沼	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める環境基準	水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">化学的酸素要求量 (COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">1mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">5mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>工業用水2級及び環境保全</td> <td colspan="2">8mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目 類型	利用目的の適応性	基準値		化学的酸素要求量 (COD)		AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L 以下		A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下		B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	5mg/L 以下		C	工業用水2級及び環境保全	8mg/L 以下										
		項目 類型				利用目的の適応性	基準値																											
				化学的酸素要求量 (COD)																														
		AA		水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1mg/L 以下																													
		A		水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3mg/L 以下																													
		B		水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	5mg/L 以下																													
		C		工業用水2級及び環境保全	8mg/L 以下																													
海域		「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）第1の2の(1)に定める環境基準		水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th colspan="2">化学的酸素要求量 (COD)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">2mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの</td> <td colspan="2">3mg/L 以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>環境保全</td> <td colspan="2">8mg/L 以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性		基準値		化学的酸素要求量 (COD)		A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下		B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L 以下		C	環境保全	8mg/L 以下															
	項目 類型				利用目的の適応性	基準値																												
		化学的酸素要求量 (COD)																																
	A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下																															
	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3mg/L 以下																															
	C	環境保全	8mg/L 以下																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目 類型</th> <th rowspan="2">利用目的の適応性</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>全窒素</th> <th>全りん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）</td> <td>0.2mg/L</td> <td>0.02mg/L</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）</td> <td>0.3mg/L</td> <td>0.03mg/L</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）</td> <td>0.6mg/L</td> <td>0.05mg/L</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>水産3種、工業用水、生物生息環境保全</td> <td>1mg/L</td> <td>0.09mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	項目 類型	利用目的の適応性		基準値		全窒素	全りん	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L	0.02mg/L	II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L	0.03mg/L	III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L	0.05mg/L	IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L	0.09mg/L										
	項目 類型				利用目的の適応性	基準値																												
全窒素		全りん																																
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L	0.02mg/L																															
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L	0.03mg/L																															
III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L	0.05mg/L																															
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L	0.09mg/L																															

出典：「愛知地域公害防止計画」（平成24年、愛知県）

表4-2-39(3) 愛知地域公害防止計画の目標

区 分	目 標	適用区域																															
騒音	<p>「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）第1に定める基準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: left;">地域の類型</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基準値 (L_{Aeq})</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">AA</td> <td style="text-align: center;">50 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">40 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A 及び B</td> <td style="text-align: center;">55 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">45 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">60 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">50 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">地域の区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">基準値 (L_{Aeq})</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td style="text-align: center;">60 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td style="text-align: center;">65 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">60 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基準値 (L_{Aeq})</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">昼 間</th> <th style="text-align: center;">夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">70 デシベル以下</td> <td style="text-align: center;">65 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。</p>	地域の類型	基準値 (L _{Aeq})		昼 間	夜 間	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	地域の区分	基準値 (L _{Aeq})		昼 間	夜 間	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	基準値 (L _{Aeq})		昼 間	夜 間	70 デシベル以下	65 デシベル以下	騒音に係る環境基準の地域類型が指定されている地域
	地域の類型		基準値 (L _{Aeq})																														
		昼 間	夜 間																														
	AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下																														
	A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下																														
	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下																														
	地域の区分	基準値 (L _{Aeq})																															
		昼 間	夜 間																														
	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下																														
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下																														
基準値 (L _{Aeq})																																	
昼 間	夜 間																																
70 デシベル以下	65 デシベル以下																																

出典：「愛知地域公害防止計画」（平成24年、愛知県）

(2) 「愛知県環境基本計画」

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日愛知県条例第1号）第9条の規定に基づき、平成20年3月に「第3次愛知県環境基本計画」を策定している。

この計画は、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に掲げ、県民が「安全・安心」して暮らせる社会の形成を環境施策の基本としつつ、「脱温暖化」施策をはじめ、「資源の循環」、「自然との共生」、「参加・協働」を推進するための施策が盛り込まれている。

これらの施策について、環境保全上、緊急に対応すべき課題の解決に向けた取組や先導的な取組として、それぞれに重点的プロジェクトを設け、その計画の推進状況を把握するために必要な数値目標を設定している。このうち、道路事業に関連するものは、表4-2-40に示すとおりである。

表4-2-40 「愛知県環境基本計画」における施策に係る目指す数値目標のうち道路事業に関連するもの

項 目	目 標
脱温暖化	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量を基準年度から6%削減する。(2010年度) エコカーの普及台数を300万台とする。(2010年度) 燃料電池の設置基数を1,000基とする。(2010年度)
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の埋立処分量を104万トンに減量する。(2010年度) 排出量に対する再生利用量の割合を一般廃棄物29%、産業廃棄物60%に増大する。(2011年度)
自然共生	<ul style="list-style-type: none"> 県内で確認された野生動植物の種数を維持する。(2015年度) 自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区の総量を維持し拡充する。(2015年度) 伊勢湾における水質環境基準を、COD、全窒素、全リンで達成する。(2015年度)
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質についてすべての地点で環境基準を達成する。(2010年度) COD 負荷量 93t/日、窒素含有量負荷量 66t/日、りん含有量負荷量 5.4t/日に削減する。(2009年度)

出典：「第3次愛知県環境基本計画」（平成20年、愛知県）

27) 「その他環境の保全を目的とする法令等」に規定する区域等の状況

(1) 「森林法」の規定による保安林の区域

「森林法」（昭和26年6月26日法律第249号）第25条1項及び第25条の2第1項の規定に基づく保安林が、対象区域には存在する。その指定状況は、図4-2-31に示すとおりである。

(2) 「農業振興地域の整備に関する法律」の規定による農業振興地域、農用地区域の状況

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年7月1日法律第58号）第6条1項及び第8条第2項の規定に基づく農業振興地域及び農用地区域が、対象区域には存在する。その指定状況は、図4-2-32に示すとおりである。

(3) 「砂防法」の規定による砂防指定地の区域

「砂防法」（明治30年3月30日法律第29号）第2条の規定に基づく砂防指定地が、対象区域には存在する。その指定状況は、図4-2-33に示すとおりである。

(4) 「地すべり等防止法」の規定による地すべり防止区域の状況

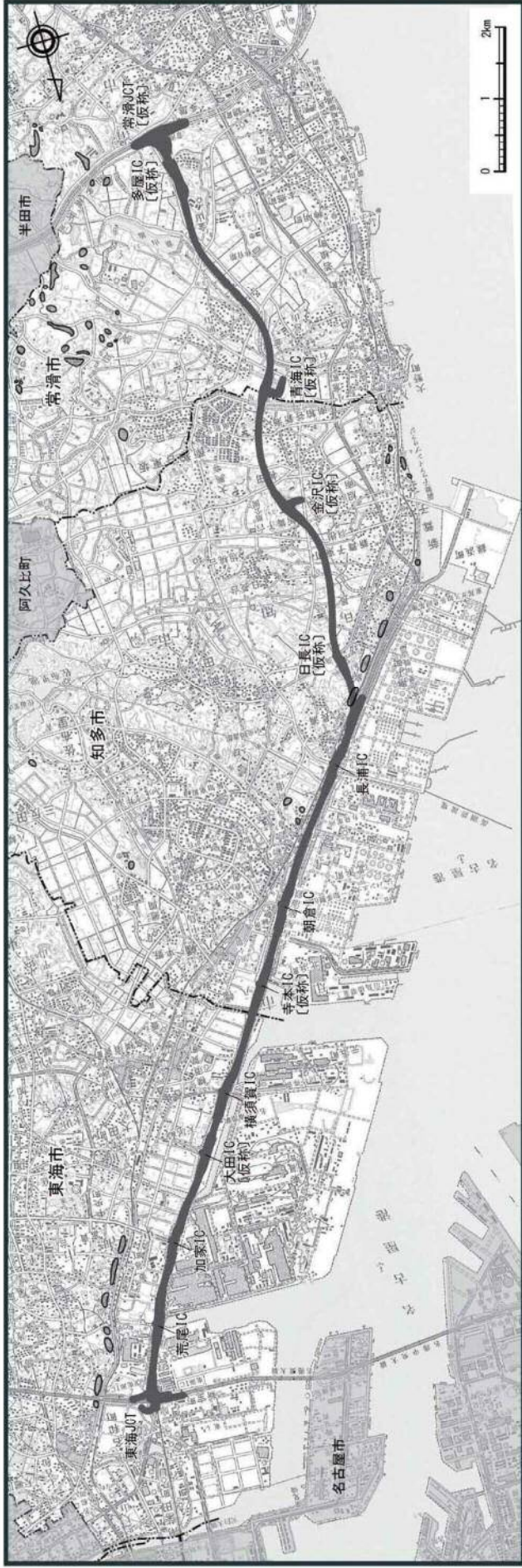
「地すべり等防止法」（昭和33年3月31日法律第30号）第3条第1項の規定に基づく地すべり防止区域は、対象区域には存在しない。

(5) 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定による急傾斜地崩壊危険区域の状況

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年7月1日法律第57号）第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が、対象区域には存在する。その指定状況は、図4-2-33に示すとおりである。

(6) 「河川法」の規定による河川保全区域の状況

「河川法」（昭和39年7月10日法律第167号）第54条第1項の規定に基づく河川保全区域が、天白川において指定されている。



凡例	
記号	名称
	保安林

出典：愛知県農林水産事務所資料

凡例	
都市計画対象道路事業実施区域	
行政界	

図4-2-31 保安林の指定状況



凡例	
記号	名称
	農業振興地域
	農用地区域

凡例	
記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

備考1) 本図は、農業振興地域及び農用地区域の概ねの範囲を示すものである。

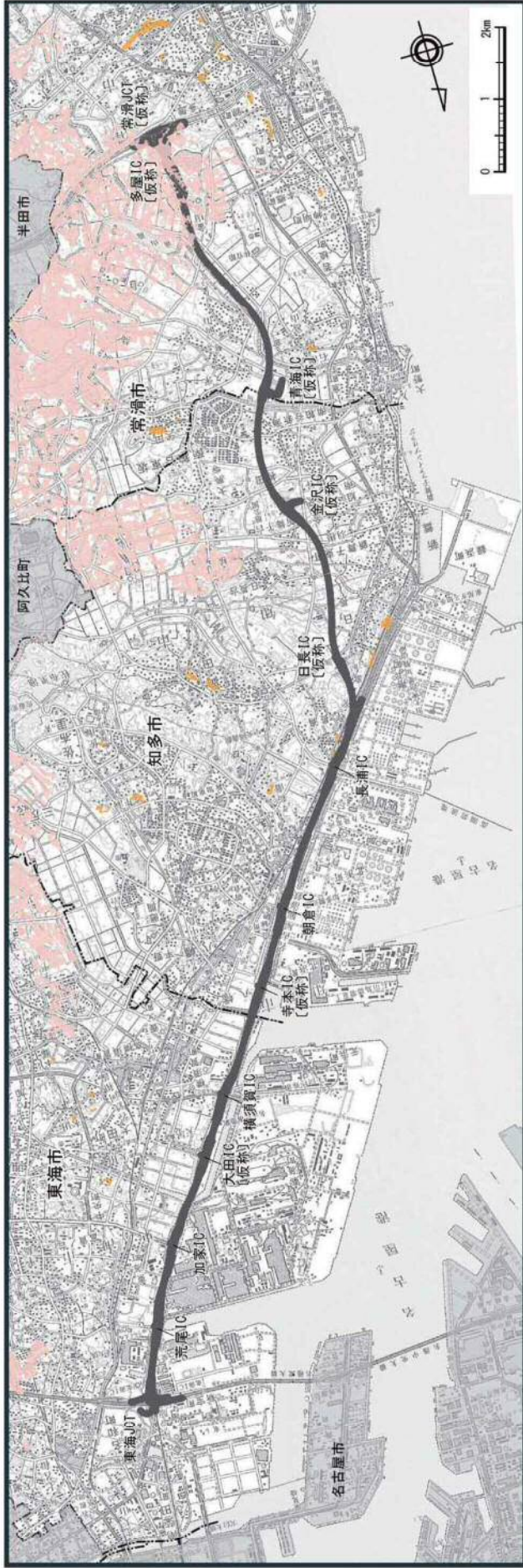
2) 出典となる資料作成年以降の除外申請結果については本図に反映されていない。

出典：「付図1号 土地利用計画図 東海市」(平成19年、東海市)

「知多農業振興地域整備計画 附図1号 土地利用計画図 愛知県知多市」(平成12年、知多市)

「(付図1号) 常滑農業振興地域土地利用計画図」(平成15年 常滑市)

図4-2-32 農用地区域等の指定状況



凡例	
記号	名称
	砂防指定地
	急傾斜地崩壊危険区域

出典：愛知県建設部砂防課資料

凡例	
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界

図4-2-33 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の指定状況